

福泉信用組合 融資商品説明書【教育ローン専用カードローン】

(2025年4月1日現在)

1. 商品名	・教育ローン専用カードローン												
2. ご利用いただける方	・下記に該当する組合員の方(出資金 1,000 円以上10,000円以内) ・福井県職員 ・福井県警察職員 ・福井県立高等学校教職員 ・福井県立特別支援学校教職員 ・福井県内市町立小中学校教職員 ・福井県行政と関係の深い非営利法人職員 ※ご本人またはその子女が大学・専門学校・その他各種学校等に就業中または就業予定である方に限ります。												
3. おつかいみち	・ご本人またはその子女の大学・専門学校・その他各種学校等に係る費用 ・学校納付金(入学金・授業料・教材等購入費用等) ・在学中の該当子女の住居費・生活費等 ・受験費用・予備校費用・留学費用												
4. ご融資方法	・教育ローン専用カードローンの専用口座(普通預金口座)を開設していただき、カードローン貸越極度額を設定いたします。専用口座の残高が不足する場合も、貸越極度額までご利用が可能です。												
5. ご契約極度額	・極度額 100 万円～500 万円(100 万円単位)												
6. ご契約期間	・ご契約から 1 年間(1 年ごとの自動更新型) ※融資対象となるご本人またはその子女の対象学校卒業予定年度末を貸越利用期限日とし、その翌日以降新たな借り入れはできないものとします。 ※貸越利用期限日の翌日以降は返済専用口座となり、完済された日に取引終了となります。 ※対象学校からの進学・他の子女の進学等による期限の変更は可能です。												
7. お借入金利	[変動金利型] ・お借入金利は契約日の当組合所定の金利が適用されます。 ・お借入れ後の金利は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合、毎年 2 回(4、10 月)の見直し時期に当組合の判断で金利の見直しを行い、それぞれ 7 月、1 月の約定返済日の翌日より新金利を適用いたします。												
8. ご返済方法	・給与控除による「毎月(約定)返済」に加えて、「随時返済」も可能です。 [毎月(約定)返済] ・ご本人のお申し出による毎月返済額(設定する貸越極度額に応じた最低返済額以上(千円単位))を給与控除し専用口座に入金することにより、約定返済します。 ※カードローン残高が 0 円の場合でも給与控除し、専用口座に入金します。 ※貸越極度額ごとの約定返済額は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>極度額</th><th>約定返済額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100 万円</td><td>10,000 円以上(千円単位)</td></tr> <tr> <td>200 万円</td><td>10,000 円以上(千円単位)</td></tr> <tr> <td>300 万円</td><td>15,000 円以上(千円単位)</td></tr> <tr> <td>400 万円</td><td>20,000 円以上(千円単位)</td></tr> <tr> <td>500 万円</td><td>20,000 円以上(千円単位)</td></tr> </tbody> </table> ※約定返済日は毎月給料日(21 日)とさせていただきます。約定返済日が土・日・祝祭日・および国民の休日等休日の場合には前営業日といたします。 [随時返済] ・専用口座に入金することで、いつでも返済が可能です。 ※退職時に融資残高がある場合は、退職金での返済をお願いします。	極度額	約定返済額	100 万円	10,000 円以上(千円単位)	200 万円	10,000 円以上(千円単位)	300 万円	15,000 円以上(千円単位)	400 万円	20,000 円以上(千円単位)	500 万円	20,000 円以上(千円単位)
極度額	約定返済額												
100 万円	10,000 円以上(千円単位)												
200 万円	10,000 円以上(千円単位)												
300 万円	15,000 円以上(千円単位)												
400 万円	20,000 円以上(千円単位)												
500 万円	20,000 円以上(千円単位)												
9. お利息の計算方法	・毎日の最終残高について、不利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とし、毎月約定返済日に元金に加算されます。												
10. 担保・保証人	・不要です。												
11. お申込みに必要な書類	・直近の給与明細(写) ・前年の源泉徴収票(写) ・入学証明書・在学証明書・納付書・契約書・概算見積書等、資金使途・金額の確認ができる書類(写) ・その他当組合が必要とする書類												
12. 各種手数料	・不要です。												
13. 保証料	・不要です。												
14. 苦情処理措置および紛争解決措置	[苦情処理措置] ・ご契約内容や商品に関する相談、苦情、お問い合わせは当組合の下記窓口を												

	ご利用ください。 〔窓口〕 福泉信用組合 顧客サービスグループ 住所: 福井市大手 3 丁目 17-1(福井県庁内) TEL: 0776-21-8412 〔紛争解決措置〕 ・下記センターにおいて紛争の解決を図ることも可能です。 当組合顧客サービスグループまたは下記窓口にお申し出ください。 〔窓口〕 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所 住所: 東京都中央区京橋 1-9-5(全国信用組合会館内) TEL: 03-3567-2456 〔センター〕 東京弁護士会 紛争解決センター TEL: 03-3581-0031 第一東京弁護士会 仲裁センター TEL: 03-3595-8588 第二東京弁護士会 仲裁センター TEL: 03-3581-2249
15. その他	・〔事業利用分量配当金〕 ・年度ごとにお支払いいただいた貸付利息に対して、事業利用分量配当金をお支払いします。但し、配当率は年度ごとに変動します。また、配当できない場合もあります。 ・お借入金利および返済額試算等については、店頭・お電話・渉外時、または当組合ホームページで確認が可能です。 ・投機目的・事業性融資のお取り扱いはありません。 ・お申込みに際しては、当組合所定の審査が必要となります。審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合がございます。なお、審査の内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

〔福泉信用組合ホームページ〕 <https://www.fukusen.jp>